

令和6年第1回市議会(定例会)

報 告

自 報告第 1 号

至 報告第 3 号

令和6年2月22日

加 古 川 市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告のこと（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）	5
報告第 2 号	専決処分の報告のこと（加古川市新クリーンセンター解体撤去工事請負変更契約締結のこと）	9
報告第 3 号	専決処分の報告のこと（両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約締結のこと）	15

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年 2 月 5 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 2 月 5 日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 234,792円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 加古川市在住 個人 |
| 3 損害賠償をする理由 | 市道の舗装欠損部分に自転車の車輪がはまり転倒し、相手方が負傷するとともに、自転車等に損傷を与えたため
(加古川市別府町別府666番6地先 市道東加古川駅前線上) |

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(議会の委任による専決処分)

第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと (昭和43年3月29日
可 決)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

7 目的物の価格が 1 件 150万円以下(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程(平成16年社団法人全国市有物件災害共済会規程)に定める共済責任額の範囲内)の調停及び和解(前項に規定するものを除く。)に関すること。

8 1 件 150万円以下(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程に定める共済責任額の範囲内)で法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

9 …………… (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年 1 月 25 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

加古川市新クリーンセンター解体撤去工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 1 月 25 日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、加古川市新クリーンセンター解体撤去工事請負変更契約を締結すること

加古川市新クリーンセンター解体撤去工事請負変更契約締結のこと

令和4年5月24日議案第64号をもって議決を経た「加古川市新クリーンセンター解体撤去工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 3 工 期 中 「完成 令和6年3月15日」を
「完成 令和6年3月29日」に改める。



令和4年5月24日

原 案 可 決

議案第64号

加古川市新クリーンセンター解体撤去工事請負契約締結のこと

加古川市新クリーンセンター解体撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月17日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 1 工 事 名 加古川市新クリーンセンター解体撤去工事
- 2 工 事 場 所 加古川市平荘町上原4番地の1
- 3 工 期 着工 契約の日の翌日から
完成 令和6年3月15日
- 4 請 負 金 額 1,681,900,000円
- 5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後2箇年
- 6 契約の相手方 神戸市中央区小野柄通3丁目2番22号
三井住友建設株式会社神戸営業所
所長 青木良道
- 7 契約保証金 168,190,000円
- 8 支払条件

(1) 請負金額は、工事目的物完成後適法の手続により請負金額の請求があったときは、40日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和4年度の支払限度額は、302,742,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(議会の委任による専決処分)

第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと (昭和43年 3月29日)
可 決

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 180条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 …………… (省 略)

}

4 …………… (省 略)

5 議会の議決を経た契約事項で、次に掲げる変更をすること。

(1) 契約金額の増減額が 500万円以内の変更をすること。

(2) 工期の変更をすること。

(3) 支払条件の変更をすること。

6 …………… (省 略)

}

9 …………… (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年 1 月 31 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 1 月 31 日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約を締結すること

両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約締結のこと

令和4年7月28日議案第72号をもって議決を経た「両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「3,012,904,510円」を
「3,016,490,510円」に改める。
- 7 契約保証金中 「301,290,451円」を
「301,649,051円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和5年度の支払限度額は1,781,014,059
円」を「令和5年度の支払限度額は1,784,241,
459円」に改める。



令和4年7月28日

原 案 可 決

議案第72号

両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと

両荘地区義務教育学校新築外工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年7月26日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 両荘地区義務教育学校新築外工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市平荘町山角740番地外 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和6年12月27日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 2,849,000,000円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後2箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 姫路市北条951番地1 |

美樹工業株式会社

代表取締役 岡 田 尚 一 郎

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 7 | 契約保証金 | 284,900,000円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

(1) 請負金額は、工事目的物完成後適法の手続により請負金額の請求があったときは、40日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中8回を超えることができない。

(4) 令和4年度の支払限度額は794,871,000円、令和5年度の支払限度額は1,641,024,000円とする。

9 その他

建設工事請負契約書に定めるところによる。



専決第23号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月1日専決

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

別紙のように、両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約を締結すること

両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約締結のこと

令和4年7月28日議案第72号をもって議決を経た「両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「2,849,000,000円」を
「2,851,420,000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「284,900,000円」を
「285,142,000円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和4年度の支払限度額は794,871,000円、
令和5年度の支払限度額は1,641,024,000円」
を「令和4年度の支払限度額は795,286,800円、
令和5年度の支払限度額は1,642,786,200円」
に改める。



専決第 5 号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 1 月 27 日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約を締結すること

両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約締結のこと

令和4年7月28日議案第72号をもって議決を経た「両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- 4 請負金額中 「2,851,420,000円」を
「2,856,139,000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「285,142,000円」を
「285,613,900円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和4年度の支払限度額は795,286,800円、
令和5年度の支払限度額は1,642,786,200円」
を「令和4年度の支払限度額は802,395,000円、
令和5年度の支払限度額は1,639,925,100円」
に改める。



専決第16号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月16日専決

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

別紙のように、両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約を締結すること

両荘地区義務教育学校新築外工事請負変更契約締結のこと

令和4年7月28日議案第72号をもって議決を経た「両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

記

- | | |
|----------|--|
| 4 請負金額中 | 「2,856,139,000円」を
「2,860,737,000円」に改める。 |
| 7 契約保証金中 | 「285,613,900円」を
「286,073,700円」に改める。 |
| 8 支払条件中 | 「令和5年度の支払限度額は1,639,925,100円」を「令和5年度の支払限度額は1,644,063,300円」に改める。 |



令和5年12月18日

原 案 可 決

議案第 138号

両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと

令和4年7月28日議案第72号をもって議決を経た「両荘地区義務教育学校新築外工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 4 請負金額中 「2,860,737,000円」を
「3,012,904,510円」に改める。
- 7 契約保証金中 「286,073,700円」を
「301,290,451円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和5年度の支払限度額は1,644,063,300円」
を「令和5年度の支払限度額は1,781,014,059
円」に改める。